

議案第 10 号調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論

本条例は義務教育就学児4.5.6年の医療費の助成について所得制限を撤廃するための条例改正の提案です。

本条例につきましては、上程時の本年度予算の質疑において新規・拡充事業を厳選、事業の優先性を厳しく精査するとした中で、なぜ後期基本計画にも明示されていない事業を行なうのか、基本的施策でも具体的な理由を述べられていなかったため質疑致しました。その際には「受診機会の多さ」「所得の如何に係わらず子育て家庭の保護者が安心して医療を受けさせる環境づくりが必要」の2点が主な理由でした。この事業の総経費は9億4千万円であり、拡充による経費の増加分は通年ベースで4400万円です。

東京都が29年度纏めた調布市内を含む都内4自治体の子どもの実態調査によれば、生活困難層は20%で市内の子どもの実態調査によれば例えば37.2%が経済的事情により塾に通わせられない、果物の摂取の少なさなど具体的な困難事例が見て取れます。市の新しい教育プランにも市長部局との連携により児童・生徒の貧困への対応が新規の取り組みとして記載されています。安心して医療を受けさせる環境作りは必要ですが、子どもの貧困が深刻な実態がある中で、所得に関係ない医療費助成を拡充することの優先性が理解できません。

その財源は、子どもの貧困や子育てに関する様々な相談を受け、ニーズや施策の優先性を理解している職員の声を生かしながら施策への対応が重要であると考えます。財源に限りがある中で、所得制限を外してまで実施するのは福祉政策の基本を逸脱することにもなると考えます。

そもそも税とは、自治体が住民の福祉向上を図るための諸活動にかかる費用を、市民の応能応益の原則により、負担するものです。このため、基本となる住民税は、所得税のように所得が高ければ高い程、税率も高くなるものと設計されていて定率ではありません。高所得者ほど税金を負担する能力が高く、かつ税金による低所得者への所得再分配効果による課税の公平を達成するための手段として、広く採用されている概念です。これにより、税制による所得の再配分機能が果たされ、住民の福祉向上に向け、自治体の財源が確保されているものです。

しかし、保険料は負担と給付の関係から、保険料はいかに高所得者であっても上限が設けられていますが、一方、低所得者には負担が大きい制度ですので、保険料は所得に応じた負担によって財源の配分が必要と考えられていることから、医療費については所得の低い人への配慮を優先すべきです。

4400万円という財源が、家庭環境により学ぶ環境にない子供達や食事の問題など様々な課題を抱えた子供達に生かし使われたら、まさに市が言う生まれ育つ家庭の状況に関わらず、子ども達が安心して育つ、今待たれている喫緊の課題解決に向けた政策が実現できます。私は平成15年に市が他市にさきがけて行った乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃の際にも同様な理由で反対しました。限りある財源をどう生かしていくのかが問われています。公平な税の負担の観点から、日々、税の収納に努力している中、税財源の使い方として、子育て支援策として緊急課題とは言い難い施策に税を使うことは容認できないことから、本条例への反対討論とします。